

議 長 確認印	
------------	--

議会運営委員会会議録

1 日 時	開会 令和 2 年 12 月 2 日 14 : 30 閉会 令和 2 年 12 月 2 日 15 : 48
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木 茂、吉田克則、青砥與藏、下重義人、七宮広樹
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	副議長、総務課長
6 職務出席者	議長、事務局長、書記
7 付議事件	第 1 令和 2 年第 8 回埴町議会定例会の運営について
8 議事の経過	<p>吉田克則副委員長が開会 鈴木茂委員長があいさつ 委員長が進行</p> <p>第 1 令和 2 年第 8 回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1)町長提出議案等について (総務課長が資料に基づき議案の説明する) 委員長：提出議案について、質疑はあるか。 (質疑なし) 委員長：質疑がないので、総務課長説明は終わる。 (総務課長退室)</p> <p>(2)一般質問について 事務局長：期限までに 9 名から通告があった。一覧表に取りまとめたので読み上げて説明するが、原本写しを添付したので見比べてほしい。 (以下通告順に事務局長が資料に基づき説明する) 委員長：訂正内容など問題ないか確認してほしい。 (各委員内容確認) 委員長：意見等確認事項はあるか。 副委員長：イネ科より水稻カメムシの方がわかりやすいのではないか。 青砥委員：そのように変えてもらいたい。 副委員長：下重議員の通告書上で「聞く」との表現は問題ないか。 議長：一般質問の性質上、「何う」よりも「聞く」の方がなじむので問題ない。 青砥委員：表現方法として「町の滞納者はいるか」との問いはおかしい。「滞納はあるか」の方がよいのでは。 副委員長：質問者の意図もあるだろうが、「ある」の方が適切ではないか。 委員長：ではそのように修正する。その他あるか。 副議長：鈴木元久議員の通告書で「町の滞納」との表現は、「町税の」の方が適切ではないか。 委員長：そのような対応としたい。</p>

(その後事務局長が、通告書上の表現方法等について確認した。)

委員長：その他なければ一般質問についてはこれで終わる。すべて通告どおり許可することとする。

(3) 請願・陳情等について

委員長：事務局に説明させる。

(事務局長が陳情書1件と請願1件を受理したことを説明。)

委員長：説明のとおり、請願は総務常任委員会付託での審議として取り扱う。

(4) 諸般の報告について

事務局長：例月出納検査結果報告と定期監査報告書、教育委員会点検評価報告書についてはタブレット。所管事務調査を行った総務及び経済並びに予算決算常任委員会報告は写し配布し、委員長報告。

委員長：説明のとおり決める。

(5) 会期・日程(案)及び会期中の委員会について

(事務局長が資料に基づき説明する)

委員長：特に質疑がないようなので、提案のとおり会期を決定したい。

委員長：(6)その他あるか。

事務局長：直近埴町内在住者で、新型コロナ感染が確認された。定例会の運営については、今年6月の議会運営委員会で話し合いをし、その後全議員で確認した申し合わせ事項があるが、どのようにするか協議してほしい。

委員長：議場内の常時換気については問題ない。傍聴については、町内で複数名の感染は確認されておらず、傍聴自粛までは必要ないと考える。

青砥委員：委員長と同じ考えで、町内での感染拡大は現状ないと考え、通常どおりの傍聴で問題ないのではないか。

議長：申し合わせをしたとおり、町内発生時は傍聴自粛要請をするべきだ。感染が町内で確認された事実を重く受け止め、これ以上拡大させない意味でも必要な措置と考える。

事務局長：仮に自粛とした場合でも、傍聴にどうしても来たい方がいた場合は、会議自体公開が原則であるため、拒むことはできない。

副議長：申し合わせ事項を作成し、その要件に沿った運営が望ましいと思う。

委員長：IP告知等での議会開催周知については、傍聴自粛で案内してほしい。その他無ければこれで終了する。

副委員長による閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長